

# はまっぴ

(速報版) 令和2年11月10日発行 第1685号

## 浜頓別町高齢者等冬季生活支援について

町では、冬季生活支援として高齢者などの低所得者に対し、冬季生活の増嵩経費に幅広く利用できるよう助成します。

助成を受けるためには、申請が必要となりますので、対象になると思われる方は、期日までに申請手続きをお願いします。

### ◆対象となる世帯

対象世帯の範囲			
区分	高齢者世帯	ひとり親世帯	重度障害者世帯
条件(※1)	ひとり暮らし高齢者世帯及び世帯員のいずれも65歳以上の高齢者のみで構成された世帯	18歳未満の児童とその父または母のいずれか一方により構成された世帯	重度障害者(身体障害者手帳2級以上、療育手帳A判定、精神障害者福祉手帳1級)である世帯
収入制限(※2)	世帯全員が非課税で、かつ前年の収入が86万円以下の世帯(世帯員1名につき86万円を加算する) 【例】65歳以上の夫婦世帯で、2人の年金合計収入が172万円以下	親が非課税で、かつ前年の収入が86万円以下の世帯(扶養1名につき86万円を加算する) 【例】母と児童2人の世帯の場合、前年の収入が258万円以下	世帯全員が非課税で、世帯主の収入が86万円以下の世帯(世帯員1名につき86万円を加算する) 【例】世帯主と妻の世帯の場合、前年の世帯収入が172万円以下

※1 福祉施設入所者、長期入院者、生活保護受給者及び冬期間不在など町内に生活実態のない世帯は、助成対象から除外します。

※2 前年収入には非課税年金(遺族年金・障害年金など)を含みます。

◆支給額 1世帯あたり28,000円

◆申請方法 役場保健福祉課で申請書を記入し、提出してください。  
なお申請には印鑑が必要です。

※ご自分で申請手続きが困難な方は、役場保健福祉課福祉係までご連絡ください。

◆申請期限 令和3年3月19日(金)まで

◆問合せ 役場保健福祉課福祉係 TEL2-2551

## 住民懇談会の中止について

11月17日から18日において開催予定の住民懇談会は、道内の新型コロナウイルス感染症の拡大及び、宗谷管内においても感染者が発生している状況のため、中止いたします。

各地区からいただいた要望事項については、書面で回答いたしますので、引き続き、本町の行政の推進にご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

また、防災情報と病院建設について情報提供する予定でしたが、今後、広報などでお知らせします。

## 子育て支援センター事業 「骨盤教室Ⅱ：歪みを整えよう！」の実施

◆日時 12月2日(水)午前10時～正午

①午前10時～11時(8名)  
②午前11時～正午(8名)

◆場所 浜頓別町こども園 多目的ホール

◆講師 のぐち母乳育児相談室  
助産師：トコちゃんベルトアドバイザー  
月経血コントロールヨガ講師 野口 智子 氏

◆対象 未就学児がいる保護者

◆内容 ・骨盤に効果的なヨガ  
・質疑、応答

◆参加料 無料

◆持ち物 ヨガマット又はバスタオル、汗拭きタオル、飲料水、トコちゃんベルト(持っている方)

◆定員 16名(定員になり次第締め切らせて頂きます)

◆託児 支援センター(こども園内)にて託児を行いますので、利用される方は事前にお申込みください。

◆その他 午前9時～9時50分まで、講師の野口氏による育児相談を行います。母乳育児やお子様、ご自身について聞いてみたい事などありましたら事前に申込みください。

◆申込み 11月20日(金)までにお申込みください。

◆問合せ 地域子育て支援センター(こども園内) TEL2-3535  
※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、内容など変更する場合があります。

## 納税に困っている方は、早めに納税相談

失業や病気、災害、事業での損失など、やむを得ない事情で納期限内に納付が難しい場合は、早目に収納対策係・税務係に相談してください。生活状況などを聞き取ったうえで、徴収猶予(分納)などを行うことができる場合があります。ただし、虚偽の申出があったり、納付計画を守らなかった場合は、滞納処分の対象となります。

◆問合せ 役場住民課収納対策係・税務係 TEL2-2549

## 11月の無料法律相談

弁護士不在市町村の住民の需要に応えるため、弁護士による無料法律相談を実施します。

実際に法律の問題を抱えられている方はもちろん、まだ法律問題にはなっていないとも心配事がある場合には、お気軽に弁護士の相談をご利用ください。

◆日時 11月30日(月)午後1時～4時 ※1人30分

◆場所 役場2階D会議室

◆相談内容 法律相談全般

借金問題、離婚問題、相続に関する問題、交通事故、労災、刑事事件、悪徳商法、ご近所トラブル、賃貸借(土地、アパート、マンションなど)、その他

◆相談料 無料

◆11月の担当弁護士 オホーツク枝幸ひまわり基金法律事務所  
出村 洋介 弁護士

◆予約・問合せ 11月27日(金)午前中までに役場総務課総務係  
(TEL2-2345)へ予約をしてください。(完全予約制)

## 年内のし尿汲取り

12月10日(木)までの申込みの分は年内に汲取りします。

年末を控え、例年し尿の汲取りは混雑します。12月10日(木)までに申込まれた場合は年内に汲取りをしますが、それ以降に申込まれた場合は、年明けの汲取りになる場合があります。

●汲取り手数料は、委託業者の収入ではありません。南宗谷衛生施設組合へ納入される手数料(公金)です。汲取りの際は、必ず現金でお支払い願います。なお、お支払いの際には、組合発行の領収書を受け取り、記入事項を確認してください。

●汲取りに伺ったとき、止むを得ず諸事情などで留守にされる場合は、近隣の方に手数料を預けて代理でお支払いいただくか、10日以内に委託業者の口座へ納入してください。

●汲取り作業能率と安全のため、汲取り口に物を置かないでください。なお、積雪期になりますので、汲取り口などの除雪をしておいてください。

●便槽に紙おむつ(大便だけは便槽に捨ててください)・衛生用品・スリッパ・清掃用具など、し尿以外の異物を捨てないでください。当組合での作業上、処理に大変困っていますので、燃えるごみ・燃えないごみに分け、ごみとして出してください。

●汲取り作業は、12月31日(木)～令和3年1月5日(火)まで、年末年始の休みになります。

◆委託業者(申込先) 吉野衛生(有) TEL2-3417

※し尿汲取りについてお気付きの点は、南宗谷衛生施設組合までお知らせ願います。

浜頓別町智福2丁目13番地 南宗谷衛生施設組合  
TEL2-2415

地元のお店でお買い物! 地域の活性化につなげよう!!



@hamaton\_town

浜頓別町



@hamatonbetsu

浜頓別町



いいね！お願いします

スワットンFB

# 行事予定

【11月10日～11月25日】

月日	行事	場所	時間
11/10(火)	訪問リハビリ相談		13:30～16:00
11/11(水)	離乳食教室 (もぐもぐクラス)	ほけんセンター	13:30～15:00
11/12(木)	離乳食教室 (かみかみクラス) シニア木曜学校 (ダンス)	ほけんセンター	13:30～15:00
		福祉センター	13:30～15:00
11/19(木)	シニア木曜学校 (運動講座)	福祉センター	13:30～15:00
11/20(金)	乳幼児健診	ほけんセンター	12:15～14:30
11/25(水)	異年齢交流	こども園	10:00～10:30

## 菅原町長の動向【11月10日～11月25日】

11月 9日(月)～11日(水)

安心・安全の道づくりを求める全国大会・要請活動  
(東京都)

14日(土) 移動政調会(稚内市)

15日(日) 政経セミナー(稚内市)

## 知ってますか？道の「苦情審査委員」制度

道が行った業務や制度の内容を審査する制度が、「北海道苦情審査委員」制度です。皆さんに代わって、「苦情審査委員」が公正で中立的な立場から、道の関係機関に対し、必要な調査などを行います。

審査の結果、道の業務に不備な点や制度に問題のあるときは、道の機関に是正や改善を求めます。もちろん、個人情報保護にも十分配慮します。

- ① 苦情申立の窓口は、道庁の『道政相談センター』か各総合振興局(振興局)の総務課。
- ② 苦情申立書の付いたリーフレットを用意しています。
- ③ ホームページからでも申立書をダウンロードできます。  
→道トップページの「総合案内」の道政相談等の窓口  
→「2 苦情審査委員の窓口」の  
道政に関する苦情申立ては、北海道苦情審査委員へ  
→4 苦情申立てについて(申立書はこちら)
- ④ 申立て方法は、「苦情申立書」に必要な事項を記入し、提出してください。郵送、ファックス、メールでも申立てができます。

### ◆問合せ

北海道総合政策部知事室道政相談センター  
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目  
TEL011-204-5523  
FAX011-241-8181  
メール: kujyou.koueki@pref.hokkaido.lg.jp

## ～国保病院からのお願い～

### 発熱やかぜ症状がある方は、受診前にお電話ください

国保病院では、新型コロナウイルス等各感染症の感染リスクを軽減するため、**発熱やかぜ症状等がある場合、来院前に電話によるご連絡をいただきますようお願いしています。**お電話なく来院された場合、他の患者様の受診状況によっては、長時間お待ちいただく場合もありますので、ご了承ください。

また、「国外へ出かけていた」など、感染症への心当たりがある方については、下記相談センターへの相談をお勧めしています。

当院へ連絡いただいた方についても、内容によっては、相談センターへの相談をお願いする場合がありますので、ご承知おさください。

患者様及び医療従事者への感染リスク軽減のため、ご理解・ご協力をお願いします。

◆問合せ 町国保病院 Tel 2-2203

北海道新型コロナウイルス感染症健康相談センター  
(24時間相談対応) Tel 0800-222-0018

## 林業退職金共済制度(林退共)

林退共は昭和58年に発足した林業界で働く方のために国が作った退職金制度です。

この制度は事業主の方々が、従事者の働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その従事者が林業界をやめたときに林退共から退職金を支払うという、いわば林業界全体の退職金制度です。

- ・掛金は、税法上について、法人では損金、個人企業では必要経費となります。
- ・掛金の一部を国が免除します。
- ・雇用事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます。

### ◆事業主の皆様へ

- ・共済証紙は労働日数に応じて適正に貼付してください。
  - ・共済手帳を所持している従事者が林業界を引退するときは、忘れずに退職金を請求するよう指導してください。
- 詳しいことは、最寄りの支部または本部へお問合せください。

### ◆問合せ

独立行政法人勤労者退職金共済機構 林業退職金共済事業本部  
〒170-8055  
東京都豊島区東池袋1-24-1 ニッセイ池袋ビル  
Tel03-6731-2889 FAX03-6731-2890

※詳しくはホームページでもご案内しています。

<http://www.rintaikyo.taisyokukin.go.jp>



## 鳥インフルエンザ対策にご協力を

野鳥との接触などに注意しましょう。

鳥インフルエンザは、感染した鳥との濃密な接触などの特殊な場合を除き、通常、ヒトには感染しないと考えられています。また、肉や卵を食べることによってヒトに感染することは世界的にも報告されていません。次の点に注意して、ウイルスが広まることを防ぎましょう。

- ・ペットとして鳥類を飼育している方は、野鳥が近づかないように気を付けましょう。
- ・死んだ野鳥や弱っている野鳥を見つけても、素手で触らないでください。(最寄りの総合振興局・振興局環境生活課に連絡してください。)
- ・鳥のフンなどに触ったら、手洗いとうがいをしましょう。
- ・ウイルスがほかの地域に運ばれるおそれがあるので、野鳥のいる水辺などを訪れたときは、念のため靴底を洗いましょう。

◆問合せ 北海道農政生産振興局畜産振興課家畜衛生係  
Tel011-204-5441  
北海道環境生活部環境局自然環境課野生鳥獣係  
Tel011-204-5205

## 車両交通規制のお知らせ

工事に伴う車両交通規制をお知らせします。

車両交通規制箇所では大型車(ダンプトラックなど)の出入りもありませんので工事期間中に付近を通行される方は十分に注意願います。

### ◆工事情報

工事名: 令和2年度施行東宗谷地区豊寒別西地域区画整理工事

工事内容: 頓別原野幹線 町道舗装

交通規制: 車両通行止め(舗装施工区域のみ)

交通規制期間: 11月13日(金)～11月20日(金)

発注者: 北海道開発局稚内農業事務所

請負業者: 株式会社寺沢組 Tel2-2517



◆問合せ 北海道開発局稚内農業事務所 第2工事課  
Tel0162-33-1198  
役場産業振興課農地調整係 Tel2-2346